インフラ等の維持管理における新技術・データの利活用について

(国土交通省 港湾局 技術企画課)

【分野】	港湾
【施設】	港湾施設、港湾荷役機械
【法令・要領・	・港湾法
ガイドライン等】	・港湾の施設の技術上の基準を定める省令
	・技術基準対象施設の維持に関する必要な事項を定める告示
	・港湾の施設の点検診断ガイドライン
	・港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン
	・港湾荷役機械の点検診断ガイドライン
	・港湾荷役機械の維持管理計画策定ガイドライン
【対象施設の維持管理	・ドローンの活用
に関する新技術】	・ナローマルチの活用
	・水中部ドローンの活用等
【対象施設に関するデ	【1.台帳整備に係る規定の有無、台帳の整備状況・公開状況】
一タ利活用について】	港湾法第49条の2で規定。港湾管理者にて台帳を整備してい
	る。港湾法施行規則第14条の2に基づき、閲覧を求められた際
	に提供。
	【2.対象施設に関するデータベース・データプラットフォーム
	等の構築状況、他のデータプラットフォーム等との連携状況】
	維持管理情報データベースを構築。維持管理計画、点検・診断記
	録、維持補修記録を各港湾管理者と情報共有。社会資本情報プラ
	ットフォームにおいて 7.5m以深の係留施設の情報を公表。
【新技術の周知及び利	港湾等メンテナンス会議や研修等で事例紹介。
用促進に関する取組・	
今後の方針】	